

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱細則の一部改正について

改正理由： 事務簡素化のため、別表の一部を改正するものである。

改 正	現 行
<p>(別表)</p> <p>[省略]</p> <p>※ <u>予定価格が100万円を超える年間契約</u>については、事前伺書を作成し、<u>必要に応じて請書等</u>を徴取する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この細則は、平成20年4月11日から施行し、平成20年度の年間契約にかか</u> <u>るものから適用する。</u></p>	<p>(別表)</p> <p>[省略]</p> <p>※ 年間契約については、<u>金額に拘らず事前伺</u>を作成し、<u>500万円以下の場合</u>は<u>請書</u>を聴取する。</p> <p>[省略]</p>